

寒川町職員公務災害等見舞金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 2 月 12 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第 3 号

### 寒川町職員公務災害等見舞金条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町職員公務災害等見舞金条例施行規則(昭和 54 年寒川町規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「に定める傷病の区分に応じた」を「の左欄に掲げる傷病の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表(第 3 条関係)

傷病の区分	金額	
	公務上の災害	通勤による災害
療養 120 日以上の傷病	120,000 円	80,000 円
療養 90 日以上 120 日未満の傷病	70,000 円	50,000 円
療養 60 日以上 90 日未満の傷病	50,000 円	30,000 円
療養 30 日以上 60 日未満の傷病	25,000 円	15,000 円
療養 15 日以上 30 日未満の傷病	12,000 円	8,000 円

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町職員公務災害等見舞金条例施行規則(以下「新規則」という。)第 3 条及び別表の規定は、新規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した公務上の災害又は通勤による災害に係る傷病見舞金について適用し、施行日前に係るものについては、なお従前の例による。